

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１０ リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する着眼点【農中】</p> <p>Ⅱ－２－１０－２ 着眼点と監督手法・対応【農中】</p> <p>バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、金融安定理事会により G-SIBs に選定された場合又は農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき定められた（注）（以下、当該認定が行われた場合の農中を「農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs」という。）場合については、それぞれその選定の公表から 3 年後までに、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、理事会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスク報告</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ リスク報告書は、理事会等のリスク報告書受領者に対し</p> | <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１０ リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する着眼点【農中】</p> <p>Ⅱ－２－１０－２ 着眼点と監督手法・対応【農中】</p> <p>バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、金融安定理事会により G-SIBs に選定された場合又は農中法自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき定められた（注）（以下、当該認定が行われた場合の農中を「農中法自己資本比率告示に定められた D-SIBs」という。）場合については、それぞれその選定の公表から 3 年後までに、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、理事会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスク報告</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ リスク報告書は、理事会等のリスク報告書受領者に対し</p> |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--|--|-------|--|--|-------|
| <p>て、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。</p> <p>(注) 国内のシステム上重要な銀行 (Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs) の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する <u>13</u> 指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者 (最終指定親会社を含む。) のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、農中が選定された場合には農中法自己資本比率告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する <u>13</u> 指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。</p> | | | <p>て、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。</p> <p>(注) 国内のシステム上重要な銀行 (Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs) の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の農中を含む銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互連関性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する <u>12</u> 指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者 (最終指定親会社を含む。) のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、農中が選定された場合には農中法自己資本比率告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する <u>12</u> 指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。</p> | | |
| 評価基準 | 評価指標 | ウェイト | 評価基準 | 評価指標 | ウェイト |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <u>相互連関性</u> | (略) | (略) | <u>相互連関性</u> | (略) | (略) |
| 代替可能性／金融インフラ | 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他こ | 8.33% | 代替可能性／金融インフラ | 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他こ | 8.33% |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-----|--|---------------|-----|--|--------------|
| | れらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。） | | | れらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。） | |
| | 信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。） | 8.33% | | 信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。） | 8.33% |
| | 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。） | <u>4.165%</u> | | 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。） | <u>8.33%</u> |
| | トレーディング量の合計額 | <u>4.165%</u> | | (新設) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この通知の改正は、令和5年3月31日から適用する。